

令和8年度市政だより運送業務委託仕様書

上記業務について、北九州市を発注者、受託者を受注者として、次のとおり定める。

1 業務内容

受託者は、北九州市市政だより（以下「市政だより」という。）を「令和8年度市政だより配布日程表（予定）」の配布日（以下「配布日」という。）に発注者の指定する場所に運送する。

2 契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

3 運送部数・箇所数・梱包数

運送箇所数、部数及び梱包数の見込みは別紙のとおりである。なお、運送箇所数、部数及び梱包数は年間を通して変動がある。

4 運送業務委託確認書

- (1) 発注者は、運送場所を記した市政だより運送確認書（以下「運送確認書」という。）を、運送日の1週間前までに受託者に送付する。
- (2) 運送確認書の内容に変更がある場合、発注者は受託者に運送先の変更や運送時間等を指示し、受託者はそれに従う。

5 J R駅・モノレール駅への運送

J R駅（小倉駅、下曽根駅、折尾駅、八幡駅、門司駅）及びモノレール全駅へ運送し、発注者の定める場所に市政だよりを設置し、次号発行までの間、2～3回程度巡回し補充する。また、運送時に前号の残存分を回収し発注者に報告する。

6 市政だよりの納品及び保管

- (1) 印刷業者から配布日の前日（印刷業者の休業日に当たる場合はその前の営業日）までに市政だよりの納品を受け保管する。
- (2) 納品の作業に必要な什器等は、受託者が準備し印刷業者に無償貸与する。
- (3) 納品の際は、市政だよりを梱包する外帶に表記する運送先ごとの個数について、印刷業者と確認を行う。
- (4) 保管にあたっては、市内に安全な保管場所を用意し、盗難、汚損等が無いようにする。

7 運送に際しての注意事項

- (1) 配布日の当日午前中に全ての運送を完了するとともに、運送場所の実情に応じた配達時間等に考慮する。なお、誤配等があった場合は、直ちに再配達等する。

- (2) 運送先の閉鎖等の事情により、運送できない場合は、直ちに発注者へ報告し発注者の指示に従う。
- (3) 運送先で運送に関して要望等を受けた場合は、速やかに発注者へ報告し、発注者の指示に従う。

8 業務履行の報告

- (1) 市政だよりを運送した際は、運送確認書に運送先代表者の受領印又はサインをもらう。ただし、不在等によりやむを得ず、投函、差し置きする場合は、盗難、汚損や住民の通行の妨げになることがないよう適切な場所に投函、差し置き、その旨を運送確認書に記す。
- (2) 業務終了後は、速やかに運送確認書を発注者へ提出する。

9 その他

本仕様書に定めのない事項については、発注者、受託者協議のうえ決定する。

また、契約終了に伴う引継ぎが生じる場合は、本業務上必要な業務内容に関する引継ぎを行う。

1 市政だよりの発行回数等

(1) 発行回数

毎月 2回発行 (1日号、15日号)

(2) 規格

- タブロイド判、再生紙
- 1日号：12ページ 約35g
- 15日号：12ページ 約35g

2 市政だよりの運送部数等 (参考：令和8年1月1日号)

(1) 運送部数

約290,000部

(2) 運送箇所数

約930箇所

(3) 梱包数

約2,500個

(4) その他

- 運送範囲：北九州市内 (7区)
- 運送部数、運送箇所数及び梱包数は年間を通して変動する
- 運送箇所ごとに梱包 (50部以上の場合は、50部ごとに上下を組み替え、200～250部程度ごとに分けて梱包) して納品されます。

令和8年度 市政だより配布日程表（予定）

発行号	配布開始日
4月 15日号	4月9日(木)
5月 1日号	4月23日(木)
5月 15日号	5月12日(火)
6月 1日号	5月28日(木)
6月 15日号	6月11日(木)
7月 1日号	6月25日(木)
7月 15日号	7月9日(木)
8月 1日号	7月28日(火)
8月 15日号	8月6日(木)
9月 1日号	8月26日(水)
9月 15日号	9月9日(水)
10月 1日号	9月29日(火)
10月 15日号	10月8日(木)
11月 1日号	10月28日(水)
11月 15日号	11月12日(木)
12月 1日号	11月26日(木)
12月 15日号	12月10日(木)
1月 1日号	12月23日(水)
1月 15日号	1月13日(水)
2月 1日号	1月27日(水)
2月 15日号	2月10日(水)
3月 1日号	2月25日(木)
3月 15日号	3月11日(木)
4月 1日号	3月25日(木)

※配布開始日は、市政だよりが配達業者から配達される日です。

※日程は予定です。

天候や同時配布物の関係などで変更になる場合があります。